

☆臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ☆

平成26年4月に実施した消費税率の引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。

◎支給対象者・・・平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

◇ **受付期間・時間・場所** ※対象者には申請書類を4月上旬に郵送します。

受付期間	受付時間	受付場所
4月10日~4月28日	8時30分~20時	いきいき健康推進課 (保健福祉センター内) ※土、日、祝日は受付できません
5月1日~7月10日	8時30分~17時	

◇ **提出書類**

- ・ 郵送された申請書(印鑑、通帳)
- ・ 申請者の本人確認できるもの(保険証、免許証等)

◇ **給付額** 支給対象者 1人につき 1万5千円(支給は1回です)

《臨時福祉給付金》を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

＜問合せ先＞いきいき健康推進課 ☎28-5800

2017年 4月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 こども園入園式
2	3	4	5	6	7 ●赤ちゃん教室 東通小学校入学式 東通中学校入学式	8
9 ▶東通牛の特売日 ▶生産物等直売所	10	11	12	13 ●キッズルーム	14	15
16	17	18	19 ▶東通牛の特売日 ▶生産物等直売所	20	21	22
23 東通村消防団観閲式	24	25	26	27 ●キッズルーム	28	29 ▶東通牛の特売日 ▶生産物等直売所
30						

※ ▶ 行事等のお問い合わせは東通村役場まで

● 健診・予防接種等のお問い合わせはいきいき健康推進課まで(開催場所等の詳細は16ページ)

□ 体育館利用等のお問い合わせは東通村体育館まで

☎0175-27-2111

☎0175-28-5800

☎0175-27-2200